

# 小牧市立小木保育園 重要事項説明書

## 第1 施設運営主体

名 称	小牧市
所在地	小牧市堀の内三丁目1番地
電話番号	0568-76-1130
代表者氏名	小牧市長 山下 史守朗

## 第2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	小牧市立小木保育園
施設の所在地	小牧市小木二丁目350番地1
連絡先	電話 0568-77-8536 FAX 0568-77-8536
管理者	園長 森島 厚子
開設年月日	昭和45年 4月 1日
開設日時	月曜日から土曜日（13. 休園についての休園日は除く） なお、土曜日については当園で共同保育を実施します。
開設時間	7:00~19:00
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用（認可）定員※	140人（0歳児9人、1歳児20人、2歳児21人、3歳児30人、4歳児30人、5歳児30人）

※保育士の配置状況により、利用定員は変動します。

## 第3 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷 地	敷地全体	1,746.22㎡
	園 庭	440㎡
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建
	延 べ 面 積	1,166.6㎡

### (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	1室	ひよこ1組（1歳児クラス）ひよこ0組（0歳児クラス）
保 育 室	4室	うさぎ組（2歳児クラス） ちゅうりっぷ組（3歳児クラス） ひまわり組（4歳児クラス）すみれ組（5歳児クラス）
遊 戯 室	1室	
調 理 室	1室	
医 務 室	1室	
事 務 室	1室	
相 談 室	1室	
会 議 室	1室	
プ ー ル	1箇所	固定

#### 第4 職員の配置状況

当園では、「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日小牧市条例第31号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園の業務を統括する	1	1	—	
副園長・主任	園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。	2	2	—	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	34	22	12	(育休中職員含む) 2名
保育補助員	保育士の補助を行う。	2	—	2	
調理員	給食業務に従事する。	—	—	—	※1
用務員	保育士の補助や園の雑務に従事する。	1	1	—	

※その他、必要に応じて会計年度任用職員を追加で配置します。

※1調理業務委託を実施しています。

#### 第5 職員の勤務体制

職 種	勤務時間	備考
A勤務	7:00 ~ 15:45	早番勤務 (月~土)
B勤務	8:30 ~ 17:15	通常勤務 (月~土)
C勤務	10:15 ~ 19:00	遅番勤務 (月~土)
D勤務	7:00 ~ 11:00	早番勤務 (パート) (月~金)
E勤務	7:30 ~ 10:30	
F勤務	7:30 ~ 13:30	
G勤務	12:30 ~ 18:30	遅番勤務 (パート) (月~金)
H勤務	15:30 ~ 18:30	
I勤務	16:00 ~ 19:00	
J勤務	7:00 ~ 10:00	早番勤務 (パート) (土)

※原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

## 第6 園医

### (1) 内科医

医療機関の名称	北里クリニック
医師名	船橋 重喜
所在地	小牧市小木西三丁目53番地
電話番号	0568-72-1911

### (2) 歯科医

医療機関の名称	北里歯科クリニック
医師名	船橋 裕司
所在地	小牧市小木西三丁目53番地
電話番号	0568-68-6389

※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月現在の情報です。

### 【別表】

#### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3歳以上児にかかる給食費	これまでの「保育料」には「副食費」を含んでいましたが、無償化の対象費用となるのは「利用料」の部分のみとなり、「副食費」は無償化の対象外。	月額 5,000円 (主食費月額500円+ 副食費月額4,500円)
・その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められる費用。		

※0～2歳児は保育料に給食費（主食費・副食費）が含まれます。

※一部世帯には、副食費のみ負担軽減の措置があります。

※金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

#### 2 延長保育事業にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合（午前7時から午前7時30分および午後6時30分から午後7時の延長保育時間に保育園を利用した場合）は、各1,000円/月の保育料が別途必要です。